令和3年度小牧市の健全化判断比率・資金不足比率

概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、4つの健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)と資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、住民に公表することが義務付けられています。小牧市の令和3年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は以下のとおりです。

健全化判断比率の状況

(単位:%)

	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	− (△4.80)	– (△4.31)	11.67	20.00
連結実質赤字比率	一 (△59.77)	– (△57.81)	16.67	30.00
実質公債費比率	0.8	0.0	25.0	35.0
将来負担比率	一 (△55.3)	- (△44.9)	350.0	

- ※実質赤字額、連結実質赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「-」と表示しています。
- ※なお、実質収支は約16億円の黒字、連結実質収支は約199億円の黒字です。
- ※将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債額がないために「一」と表示しています。
- ※4つの指標値のいずれかが一つでも早期健全化基準以上になると早期健全化団体となり、「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政の健全化に取り組まなくてはなりません。また、将来負担比率を除く3つの指標値のいずれかが一つでも財政再生基準以上になると財政再生団体となり「財政再生計画」を策定し、国、県の強力な関与の下で確実な財政の再生を実行しなければなりません。

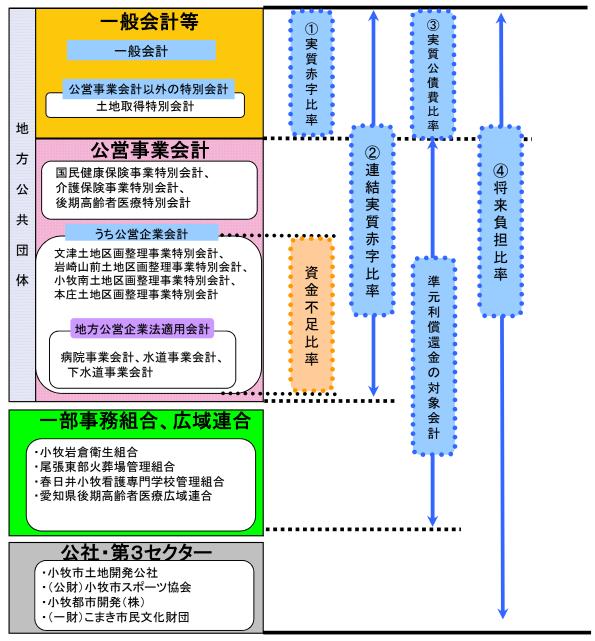
資金不足比率の状況

(単位:%)

	公営企業ごとの資金不足比率 (文津土地区画整理事業、岩崎山前土地区画整理事業、小牧南土地区画整理事業、 本庄土地区画整理事業、病院事業、水道事業、下水道事業)		
小牧市	_		
経営健全化基準	20.0		

※すべての公営企業において、資金不足額がないため、資金不足比率は「一」と表示しています。 ※資金不足比率が経営健全化基準以上になると、経営健全化団体となり、「経営健全化計画」を策 定し、公営企業の経営健全化に取り組まなければなりません。

健全化判断比率・資金不足比率の対象範囲



※上記の特別会計等は、令和4年3月31日現在のもの。

(1)健全化判断比率

- ①実質赤字比率
 - 一般会計等(一般会計と公営事業会計以外の特別会計)を対象とした、実質赤字額を標準財政規模で除して求められる比率。
- ②連結実質赤字比率
 - 一般会計等の実質赤字額に公営事業会計の実質赤字額及び資金不足額を加えた連結実質赤字額を標準財政規模で除して求められる比率。
- ③実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額およびこれに準ずる額の和を、標準財政規模で除して求められる比率。

④将来負担比率

将来負担額(地方債残高、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額などの将来支払うことになる可能性のある負担等)から将来負担軽減効果のある基金等を控除し、これを標準財政規模で除して求められる比率。

(2)資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額(一般会計等の実質赤字額に相当するもの)を、事業の規模(料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当するもの)で除して求められる。公営企業会計ごとに比率を算定する。

※標準財政規模:地方公共団体において標準的に収入される一般財源(地方税、普通交付税、地方譲与税等)の規模を 示すもの。